

初期古英語の仮定法——その形態と用法

久保内端郎

一、はじめに

カーム (G. O. Curme) は英語の動名詞の発達について、かの一粒の芥子種に関する聖書の言葉 (マタイ伝十三章三二節) が想起されると述べているが、⁽¹⁾ それと全く逆の例の一つを、われわれは英語の「仮定法」⁽²⁾ (Subjunctive) の歴史に見ることができる。

現代英語の仮定法が *am, are, is* に対する *be*, *was* に対する *were*, *has* に対する *have*, *does* に対する *do*, それに無語尾の三人称単数現在形以外には直説法 (Indicative) との語形上の区別を持たず、その用法も或る特定のコンテキスト——文法的にも、文体的にも——に局限されているのに対し、古英語のそれは多くの場合、後に述べるように、直説法と明瞭に区別される語形をもち、しかもかなり広い使用範囲を有するものであった。事実或る環境では仮定法の方が優勢で、直接法形の方がむしろ「法性標識形」⁽³⁾ と呼ぶべきではないかとまで感じられるほどである。われわれの資料によれば、例えば *secgan* 'to say'; *cweðan* 'to say' といった動詞の後に従う接続詞 *ðat* に導かれる

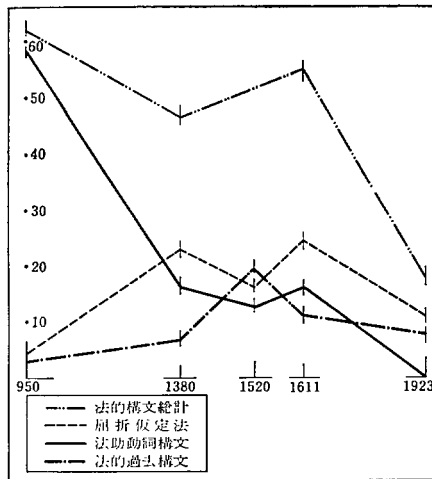
名詞節では、仮定法形と直説法形の比は九対一、*ae* 'before', *bonne* 'than', *deah* 'though' 等の接続詞に導かれる副詞節では、それぞれ四・五対一、一八対〇、九対一である。これらの環境における直説法は、現代英語におけるそれが初期英語の仮定法が担っていた領域までも自らの用法の領域の中に含んでいる法としてあるのとは異なり、「直説法性」(Indicativity) というそれ本来の法性 (Modality) を積極的に担って使用されていると考えることができる。

古英語において仮定法が如何に優勢であったかを物語るいま一つの例として、古英語期の一種の標準語であったウェストサクソン方言 (West Saxon) の一人称単数直説法現在の語尾 *-o* の由来を考えてみたい。これは原古英語 *-a* に溯るのであるが、それは英語の仮定法の語形が由来している印欧共通基語の希求法 (Optative) 語尾 **oi-m* がゲルマン共通基語で **aim* となり、そして語末の子音が脱落した形 **-e* に対応するものである。すなわち仮定法の語尾なのである。⁽⁴⁾ (ただしウェストサクソン以外の方言には、ゲルマン共通基語の直説法の語尾 **-o* に由来する形 *-o* (後に *-e*) が見られる。) このような語尾転用の現象が生じたのは、一つには、仮定法の使用範囲が広汎で、かつその頻度が相当に高かったことに依るものと考えられると思われる。

右に述べたような状態は、しかし、永くは続かなかった。英語の仮定法は既に古英語期後期から衰退の歴史をたどり始めるのである。このことは、例えば、古英語、中英語、現代英語の各時代になされた聖書の英語訳を比較してみるならば、容易に看取することができる。

ハーシュ (Wayne Harsh) がその著書 *The Subjunctive in English* (Alabama, 1968) の中でその比較を行なっているので、ここに簡単に紹介してみたい。⁽⁵⁾ 彼は、ラッシュワース福音書 (*The Rushworth Gospels*) の古英語訳の

部分（九五〇年頃）、中英語で書かれたウィクリフ訳（一三八九年頃）、近代英語で書かれたティンダル訳（一五二六年）、欽定訳聖書（一六一一年）、そして現代英語のグッドスピード訳（*The New Testament, An American Translation*）（一九二三年）の五種の英訳聖書から特にマタイ伝の第七章から第十四章までを取上げ、それぞれ約一、〇〇〇個の定動詞の中において、（屈折）假定法形、法助動詞による迂言形式（*Modal auxiliary construction*）及び法的過去形（*Modal preterite inflection*）が占める比率を調べ、それらの消長をたどっている。それによれば、その三者をあわ



(Wayne Harsh: *The Subjunctive in English*, p. 148.)

せた場合、それが全体に対して占める比率は百分比で、先に挙げた各版の順に、六・四、四・九、四・九、五・三、一・五⁽⁶⁾であり、假定法形だけでは五・八、一・八、一・三、一・七、〇という百分比になるという (p. 153, Table 2)。上のグラフはそれらの関係を分りやすく図示したものである。縦軸は例の数を示している。

資料が限られており、しかも資料の性質からくる種々の制約⁽⁷⁾もあって、ここに挙げられた数字に全幅の信頼を置くことはできないかも知れないが、凡その輪郭は掴むことができるように思われる。すなわち、（屈折）假定法形、法助動詞による迂言形式、法的過去構文の三形式が全体とし

てその使用頻度を、一六一一年の欽定訳聖書に一種の「揺り戻し」現象——これは文法的变化というよりはむしろ文体的考慮に依るものであらうと思われる——を見はするけれども、総じて漸次減少させていること、なかんずく（屈折）仮定法が古英語から中英語にかけて急激に衰え、その後もそのまま、もっともこの場合も一六一一年の欽定訳聖書に揺り戻し現象をみるが、衰退・消滅への過程をたどっていること、法助動詞による迂言形式と法的過去構文の二つの形式は〇・六、三・一、三・六、三・六、一・五という線を描き、特に古英語から中英語にかけての増加は、（屈折）仮定法の急激な減少と対応していること等を読み取ることができるであろう。

しかし仮定法は凡ゆる環境で一樣な衰退の過程をたどったのではない。環境によっては逆に増加の傾向を示した例もある。仮定法の用法の歴史を詳細に追ってみると、それが用いられる節の種類によって、それがたどった過程に種類の相があることが分る。節の種類によって古英語から中英語にかけての主要な傾向を調べ、その分類を試みてみれば次のようになるであろう。⁽⁸⁾

- (i) 古英語において仮定法が圧倒的に優勢であった *socgan* 'to say', *cweðan* 'to say' 等の動詞の後に従う名詞節、*ar* 'before' に導かれる時の副詞節（過去形）、*donne* 'than' に導かれる比較を表わす副詞節、*ðeah* 'though', *although* に導かれる譲歩を表わす副詞節（過去形）等では一般的傾向と軌を一にして減少の傾向を示す。
- (ii) 古英語においてその使用範囲が狭く制限されていた独立節、形容詞節、場所、結果、理由等を表わす副詞節等ではその範囲をさらに縮小する傾向を示す。
- (iii) *ær* 'before' に導かれる時の副詞節（現在形）、*swelce* 'as if' に導かれる比較を表わす副詞節、*(to) ðon* *ðæt*

'so that' に導かれる目的を表わす副詞節（現在形）、'deah 'though, although' に導かれる譲歩の副詞節（現在形）、*buton 'unless, ear 'if* に導かれる条件を表わす副詞節等では、古英語における「優勢」の傾向を維持する。

(iv) *gif 'if* に導かれる条件を表わす副詞節、*od ðæt 'until* に導かれる時を表わす副詞節（現在形）等では、一般的傾向に逆行してその使用範囲を拡大する傾向を示す。

注目すべきは、全体として衰退の過程をたどる中に、(iv)に見られるような、そうした一般的傾向に逆行する傾向が併存することである。

英語の仮定法をしてこのような歴史をたどらした素因は何であり、それを促進した要因は何であったかを探ることは興味ある問題である。仮定法を衰退せしめた要因として古英語期から始まる音韻変化——強勢の無い音節の /a, e, o, u/ < a, e, o, u > が /e/ < e/ > となり、区別が失なわれた——による過去複数語尾の融合 (*on:: -en > -en:: -en*) と、重複 (Redundancy) を避けようとする一般的傾向の存在とを挙げることが普通行なわれる。⁽⁹⁾ 前者で過去形における衰退を、そして後者で現在形におけるそれを説明することは可能であり、また或る程度までそれは事実であったろうと思われる。しかしわれわれは今、後者とは逆の原理によって支えられた傾向もまた存在したことを知った。すなわち、(iv)に見られるような傾向は、「重複」ないし「冗長度」という語を用いるならばそれを一層増大させようとする意識がまた一方に存在していたことを物語るものであろう。したがって、素因、或いは原因を探るとは冗長度云々にそれを求めるべきではなく、或る環境において甲という時点では「冗長」——主動詞の辞書的意味や接続詞の意味等は仮定法の持つ意味とは同義ではないのであるから、正確には「相関関係」という語を使用すべきであると考えられ

る——と感じられていなかったものが、その後の乙という時点で「冗長」だと感じられるようになったのに対し、別の或る環境においては、甲の時点では「冗長」なりと感じられていたものが、乙の時点ではそう感じられなくなり、強調を一層強化せざるをえなくなる、そういった仮定法に対する文法的な考え方の変化にこそそれを求むべきものであらうと思う。言い換えれば、甲の時点における仮定法の法体系における意義と乙の時点におけるそれとの相違にこそそれを求むべきであらうと思うのである。

仮定法の歴史を研究するに際しての主要な課題は、それ故、各時期、各時点における仮定法のもつ法的意義を明らかにし、法選択の際の言語的意識を探り、その変容、変質の様を言語事実に即して正確に把握することにあると思われる。その際、方言上の問題、または外国語との影響関係、文体のレベルにおける問題等に十分な考慮が払われる必要のあることは言うまでもないであらう。また仮定性 (Subjunctivity) を表わす他の統辞論的な同義表現、すなわち法助動詞による迂言形式、ならびに法的過去等について、(屈折) 仮定法との関りにおいて法体系におけるそれらの位置を各時期について確認することもまた重要である。(屈折) 仮定法は、それらと共にそれが成立せしめている Subjunctive Mood という体系の中の、主要ではあるが、或る一つの構成要素にしか過ぎないからである。

本稿はそのような仮定法の歴史的考察への一つの足掛りとして、英語で書かれた文献がかなり大規模に残されている時期では最初期に属する九〇〇年頃の、方言的にはウエストサクソン方言で書かれた文語資料に基づいて、初期古英語における仮定法の形態はどのような状態にあったか、そしてその用法の示す種々の相はどのようなものであるか、その使用範囲はどのような状況にあったか、そして仮定法のその時期における法的意味ないし根本機能は何であった

か、を直説法のそれとの対比において探ることをその主要な目的としている。

そしてその際、できるならば、仮定法の用法のそれぞれの相がどのような傾向を有していたか、歴史的観点に立つた解釈を試みたいと思う。すなわち、仮定法の用法のどの相が一般的であり、どれが一般的でないか、そして一般的なもののその状態を更に維持する趨勢を孕んでいるのか、いないのか、また minor な用法も、それが旧語法 (archaism) であるか、新語法 (neologism) であるのか、についての解釈を言語事実に即して可能な限り試みる必要があると思うのである。或る一時期における言語現象の共時的な研究も、歴史的な見通しの上に立つて始めて成立するものと考えられるからである。

ここで扱かう写本は次の三つで、初期ウエストサクソン方言の言語的 norm を形成するものである。

- (一) Corpus Christi College, Cambridge, MS. 173 (Robin Flower and Hugh Smith (edd.): *The Parker Chronicle and Laws. A Facsimile*. E. E. T. S. O. S. 208, 1941). これは一般には遺贈者の名に因んで Parker MS. 或いは Parker Chronicle と呼ばれるものである。これの第一葉から第十六葉の表まで、すなわち紀元前六〇年から西暦八九一年の項までは一人の写字生 (scribe) の手になるもので、書かれた時期は九〇〇年前後と推定されている。⁽¹¹⁾ それ故この部分を対象にする。例の引用に際しては *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, ed. by Charles Plummer on the basis of an edition by John Earle. 2 vols. Oxford (Clarendon), 1892-1899 (1952) の頁数及び行数による。

- (ii) British Museum Additional Manuscript 47967 (Alistair Campbell (ed.): *The Tollemache Orosius* (Early English Manuscripts in Facsimile, III) Copenhagen (Rosenkilde and Bagger), 1953). これは一般に Land-
erdele MS. 或るは Tollemache MS. とする名で知られている写本で、Paulus Orosius の *Historiarum adversum
paganos libri vii* (=Seven Books of Histories against Pagans) の古英語訳である。かなり自由な訳で、全然別
の記事まで入っている。訳者は十二世紀の年代記作者の William of Malmesbury によってアルフレッド大王と
れるが未だ定説とはなっていない。この Tollemache MS. の成立年代は、この写本の筆跡が Parker MS. の八九
二年から九二四年までの項の一部の筆跡に非常に良く似たところがあるため、一応九〇〇年から九二五年の間に
成立したと考えられている⁽¹²⁾。引用はこの第一巻からである。頁数と行数は Henry Sweet: *King Alfred's Oro-
sius*. Part I. E. E. T. S. O. S. 79, 1883 (1959) のそれに従う。

- (iii) MS. Hatton 20 in the Bodleian Library at Oxford (N. R. Ker (ed.): *The Pastoral Care*. (Early Eng-
lish Manuscripts in Facsimile, VI) Copenhagen, 1956). これはローマ教皇 Gregory I の *Cura Pastoralis* 々
たは *Regula Pastoralis* とする題名で知られる「牧者心得書」をアルフレッド大王が古英語に訳し、そしてその
序文にもあるように、自らの治めるウェセックス王国の全ての司教区にその英訳本の写しを一冊宛持たせるべく
書写を命じて成った写本の一つで、それらの写本の中では最も完全な形で残っている。成立年代は九〇〇年の前
後十年以内の間と推定されている⁽¹⁴⁾。引用は Henry Sweet: *King Alfred's West-Saxon Version of Gregory's Pastoral
Care*. E. E. T. S. O. S. 45 & 50, 1871, 1872 (1958) の頁数および行数に従う。調査の対象としたのはこの

E. E. T. S. 版の一〇一頁までに当る部分、すなわち第二一葉の表側の十行目までである。

(1) G. O. Curme, "History of the English Gerund". *Englische Studien*, XLV, 3, 1912.

(2) 以下で用いられる「仮定法」なる用語は、特に断らなう場合でもすべて「屈折仮定法」(Inflectional subjunctive) の意味である。

(3) 言ひ違ひな Visser ("The Terms 'Subjunctive' and 'Indicative'." *English Studies*, XXXVI, 5) の用語 *zero form* とする Visser の定義に従うならば勿論このような語の使用は *zero form* である。

(4) K. Brunner: *Allenglische Grammatik nach der Angelsächsischen Grammatik von Eduard Sievers* (Tübingen, 1965*), § 355, Anm. 1; B. M. H. Strang: *A History of English* (London, 1970), p. 342 参照。

(5) 小野茂『英語法助動詞の発達』(研究社 一九六九年)にも趣旨は若干異なるが同種の詳細な調査報告がある(第一章)。

(6) Harsh, *op. cit.*, p. 153 の表では五・一になっているがミスプリントであろう。同書の原となった彼の一九六三年カリフォルニア大学(バークレー)提出博士論文四八頁によって正した。

(7) PE の例としてアメリカ訳が用いられている点も一つの問題になるが、この結果はイギリス訳に閱してもほぼ等しいものである。

(8) G. Holtz: *On the Use of the Subjunctive Mood in Anglo-Saxon, and its Further History in Old English* [Middle English] (Zürich, 1882); H. Eitler: *Die Satzverknüpfung bei Chaucer* (Heidelberg, 1914), pp. 4-153; T. F. Mustanoja: *A Middle English Syntax*. Part I (Helsinki, 1960), pp. 451-473; F. Th. Visser: *An Historical Syntax of the*

English Language. Part II (Leiden, 1966), pp. 761-770, 786-941 等における記述に従って分類を試みた。

- (6) 後に述べるようにこの音韻変化は <a, e, o, u> の混乱が既に九〇〇年頃の文献において見られるところから、九世紀末にはもう既に始まっていたのではなからうかと考えられぬ。なおこの変化の完了した時期は北部方言では一〇〇〇年頃、南部方言では一〇〇〇年頃とされている (H. E. Finsker: *Historische englische Grammatik* (München, 1963), p. 67; S. Moore: *Historical Outlines of English Sounds and Inflections* revised by A. H. Marckwardt (Michigan, 1964), p. 72 参照)。

- (9) F. Th. Visser, *op. cit.*, p. 789; R. D. Slevick: *English and its History. The Evolution of a Language* (Boston, 1968), pp. 307-311; J. C. McLaughlin: *Aspects of the History of English* (New York, 1970), p. 266 参照。

- (11) ① 著者の *The Pastoral Care* (MS. H.) の Introduction 題の譯者 N. R. Kier は聖書の聖書や牧師の牧師の牧師の牧師の牧師 (p. 19)° A. H. Smith は *11 年頃* の *牧師の牧師の牧師の牧師の牧師* (The *Parker Chronicle* 832-900 (London, 1935 (1961)), p. 3)°

- (12) A. Campbell (*The Tollenache Orosius*, p. 16) の *牧師の牧師の牧師の牧師*°

- (13) “Þa ic ða gemunde hu sio lar Laelengeþiodes ær ðissum afeallen wes giong Angelcynn, 7 ðeah monige cuðon Englisc gewrit arædan, ða ðengan ic ðngemang oðrum mislicum 7 manigfealdum bisgum ðisses kynerices ða boc wendan ðn Englisc ðe is genenned ðn Læden Pastorals, 7 ðn Englisc Hiereboc, hwilum word be worde, hwilum andgt of andgt(e)te, swa swa ic hie gelornode æt Plegmunde minum ærcebiſcepe 7 æt Assere minum biſcepe 7 æt Grimbold minum mæsseprioste 7 at Iohanne minum mæssepreoste. Siððan ic hie ða gelornod hæfde, swa swa ic hie forstod, 7 swa ic hie andgtfullicost areccan meahte, ic hie ðn Englisc awend; ond to ælcum biſcepstole on

minum rice wille ane onsendan; 7 ón eþlere bið án æstel, se bið ón fifeþrum mancessa[n]. . . . Siððan min on Englisc Ælfred kyning awende wordla ghwelc, 7 me his writurum sende suð 7 norð; heht him swelcra má brenigan bi ðære bisece, ðæt he his biseþrum sendan meahste, forðæm hi his sume ðortfon, ða ðe Lædensprece læste cuðon." (When I remembered how the knowledge of Latin had formerly decayed throughout England, and yet many could read English writing, I began, among other various and manifold troubles of this kingdom, to translate into English the book which is called in Latin Pastoralis, and in English Shepherd's Book, sometimes word by word and sometimes according to the sense, as I had learnt it from Plegmund my archbishop, and Asser my bishop, and Grimbold my mass-priest, and John my mass-priest. And when I had learnt it as I could best understand it, and as I could most clearly interpret it, I translated it into English; and I will send a copy to every bishopric in my kingdom; and on each there is a clasp worth fifty mancus. . . . Afterwards king Ælfred translated every word of me (þis arendgewrit 'this message') into English, and sent me to his scribes south and north; ordered more such to be brought to him after the example, that he might send them to his bishops, for some of them needed it, who knew but little Latin.) (7/15-9/2, 9/12-16)

(14) N. R. Ker (*Op. cit.*, p. 19) の所説に依る。

二' 形態

英語の仮定法は、前にも少し触れたように、形態的には印欧共通基語の願望法に由来する。印欧共通基語の願望法

と接続法 Subjunctive とは、前者が $-*i\acute{e}l-$ (athematic の場合) なし $-*oi-$ ($\wedge o + i$, thematic の場合) を附してその語幹を形成するに對し、後者は長母音 $*e/o$ 或いは $*a$ を語幹と人称語尾の間に挿入して形成する (のが一般的な形) といった形態上の區別を有しはするものの、意味機能の上では非常に近接していたと考えられる。通常行なわれている定義によれば、願望法は願望 (wish)、非現実的な条件 (unreal condition)、事実に反する陳述 (statement contrary to fact) を表わし、接続法は期待 (expectation)、希望 (hope)、警告 (admonition)、蓋然性 (probability) を表わす法であったと言われる。そのためにそれらが混同して使用されることとなり、大概の印欧語において何れか一方だけの語形が残り、それで以て両者の機能を果せしめるという事態が生じることになった。ゲルマン語派では語形的には希求法が残った。したがって英語の仮定法は、語形的には印欧共通基語の希求法に對應し、機能的には印欧共通基語の希求法のそののみならず、接続法のそれにも対応するものである。

現在形の語尾 $-e$ (單)、 $-en$ (複) は印欧共通基語の $-*oi-$ ($\parallel o + i$) に第二次人称語尾 (ゲルマン共通基語に關する限り希求法とアオリストの語尾)、すなわち直說法現在に屬する第一次人称語尾の語末の $-i$ を欠く語尾のついた形 $-*oim$ (1 sg.), $-*ois$ (2 sg.), $-*oit$ (3 sg.), $-*oint$ (3 pl.) が、ゲルマン共通基語でそれぞれ $-*aim$, $-*aiz$ ($-*ais$), $-*aip$, $-*ainp$ となり、さらに語末の子音が脱落した原古英語の $-a$, $-en$ から來たものである。なお複数形においては三人称が他の一・二人称形に取って代っているのである (これは直說法の場合と同じである)。

過去形の語尾も $-e$ (單), $-en$ (複) であるが、これは印欧共通基語の $-*im$ (1 sg.), $-*is$ (2 sg.), $-*it$ (3 sg.), $-*Int$ (3 pl.) がゲルマン共通基語で $-*im$, $-*iz$ ($-*is$), $-*i$, $-*inp$ となり、語末の子音が脱落した $-i$, $-in$ から通常の

Strong Verbs (強変化動詞)			
	Indicative	Subjunctive	Imperative
Pres. Sing. 1.	-e	} e	ø
2.	-(e)st (-(e)sð)		
3.	-(e)ð		
Pl. 1-3.	-að, -eð①	-en(-an, -on)	-að (2 pl.)
Pret. Sing. 1.	ø	} e	
2.	-e		
3.	ø		
Pl. 1-3.	-on, -un (-an)	-en (-an)③	
Weak Verbs (弱変化動詞)			
	Indicative	Subjunctive	Imperative
Pres. Sing. 1.	-e	} e	-e, ø, -a
2.	-(e)st (-(e)sð)		
3.	-(e)ð, -að, -et④		
Pl. 1-3.	-að, -at⑤	-en, -æn⑥	-að (2 pl.)
Pret. Sing. 1.	-de	} de	
2.	-dest, -desð⑦		
3.	-de		
Pl. 1-3.	-don, -dun (-dan)	-den (-dan)	

音韻変化を経て生じたものである。これはゲルマン語派においては、強変化第四類および第五類の動詞における假定法（希求法）形成法、すなわち *ya* を（幹）母音で終っていない（athematic）語幹に直接付加する方法が、強変化、弱変化を問わず、他の全ての部類の動詞にも及ぼされたためである。これはまた過去複数形の語幹に基づいて形成されることを意味するものでもある。*ya* によって惹き起されるウムラウトに関しては、古英語においてはつとに現在形の語尾 *-e* と一致するに至ったため、その現象は、過去現在動詞に若干認められる外は、余りその例を見ない。⁽¹⁾

右のような沿革を持つ假定法の形が、他

の二つの法、すなわち直説法と命令法のそれと如何なる対立を示すかをわれわれの資料に代表される初期古英語について見れば、一般に前頁の表に示すような動詞の活用語尾の差違によってその法的対立が示されていることが認められる。⁽²⁾

① ^(a) Cp. 21/13 *afeallōð* (C *afeallōð*). Cf. K. Brunner, *op. cit.*, § 360, Anm. 2.

② *findan* 'to find' (強変化第三類) の過去単数一・三人称形は *fund* ではなく *funde* が見出される。これは過去複数形の語幹に弱変化過去形語尾がついたものと Brunner は述べているが、仮定法形が拡張されたものとも解することになり得る。Cp. 39/4 *onfunde*. Cf. A. Campbell; *Old English Grammar* (Oxford, 1959), §741; K. Brunner, *op. cit.*, § 386, Anm. 2.

③ 仮定法過去複数形の語尾 *-en* の異形態として *-an* (*-on*) が存在し得るのであるが、ここではこの形は動詞形不明として扱かう。従来の伝統的な分類の方法では、*-an* (*-on*) が、仮定法が規則のない頻繁に現れる環境に現れた場合は仮定法と分類された。従って逆に *-en* が直説法が普通である環境に現れた場合、それが直説法 *-on* の異形態であるとされる可能性もあった。以下の記述でとられた分類の方法は純粹に語形に依り、*-on* (*-un*) であれば直説法、*-en* であれば仮定法とし、*-an* 等は動詞形不明として扱かおうとするものである。

④ 語尾 *-et* は弱変化動詞に見出される。Cp. 11/14 *hiet*, Cp. 25/9 *dyncet*, Cp. 71/7 *utasciet*. Cf. A. Campbell, *op. cit.*, § 57, 7; § 735 (b).

⑤ Cp. 19/6 *bodiat*, Cp. 25/12 *agniat*. Cf. K. Brunner, *op. cit.*, § 360, 1, Anm. 1.

⑥ 仮定法複数形の古形 -æn が一例見出される。Cp. 67/23 upásprytten (C upasprytten).

⑦ Cp. 23/10 taeldest (C taeldest.), cidedeð (C ciddest).

法的対立は、右に見たように、かなり多くの場合明瞭に異なる語尾によって明確に示されているが、現在一人称単数形（強変化、弱変化とも）、過去一・三人称単数形（弱変化の場合）、過去二人称単数形（強変化）等では直説法か仮定法かの判別は語形的には不可能である。また過去複数語尾 -æn も動詞形不明として扱かうべきものである。命令法との間では、弱変化の *fremman* 'to perform' 型の動詞の場合、仮定法とその区別が出来なくなる。

更に環境によって語形が曖昧となる場合がある。例えば

Or. 50/1 *Hu wene ge hwile sibbe þa weras hæfden ær þæm cristendome, þonne heora wil swa monigfeald yfel donde wæron on þiosan middangarde.* (Now, think what peace men had before Christianity, when their women did so much evil on this earth.)⁽⁴⁾

Cp. 89/13 *Ne healde ge mid suelcum corneste ða heorde suelc hirdas scoldon, ac hyrena ðeawe ge fleoð, 7 hydað eow mid ðære suigan, swa se hyrra ðonne he ðone wulf gesiehð.* (Ye do not watch over the flock with the zeal which befits the shepherd, but ye flee like hirings, and hide yourself in silence, like the hirling when he sees the wolf.)⁽⁵⁾

Present		
Ind. Sing.	1.	eom, iom, eam
	2.	eart
	3.	is, ys, his
Pl.		{sint, synt, synd sient, sindon syndon siendon, siendun
		bist
		bið
Subj. Sing.		bīoð, bēoð
Subj. Pl.		sīe, sīo, sī, sȳ
Imp. Sing.		bīo, bēo
		bīon, bēon
Pl.		sīen, sīn sȳn,
		bīo, bēo
		wes
		bīoð, bēoð
		wesað
Preterite		
Ind. Sing.	1, 3.	wæs
	2.	wære
Pl.		wæron, wæran, wærun
Subj. Sing.		wære
		wæren

右の例文に見られる *wene* (ge), *healde* (ge) は V-S 構文のため複数語尾が *en* に縮小化されており、それが *wenað*, *healdað* (命令法 (・直説法)) を表わすものか、または *wenen*, *healden* (仮定法) を表わすものか断定できないのである。^(a)

次に過去現在動詞の場合を見てみたい。例えば *witan* 'to know' を例にとれば (ic, he) *wāt*, (ðu) *wāst* (直説法現在) —— (ic, ðu, he) *wite* (仮定法現在); (wē, gē, hī) *witon* (直説法現在) —— (wē, gē, hī) *witen*, (wē) *wuton* (仮定法現在); (ðu) *wistest*, *wisses(t)* (直説法過去) —— (ðu) *wiste*, *wisse* (仮定法過去); (wē, gē, hī) *wiston* (直説法過去) —— (wē, gē, hī) *wisten* (仮定法過去) 等の対立によって直説法と仮定法の区別が、また (ge) *witon* —— (ge) *witen* —— (ge) *witað* の対立によって

直説法、仮定法および命令法の法的区別がなされ得る。しかしながら (ic, he) *wiste* (*wisse*) の場合は何れの場合が直説法過去であり、何れが仮定法過去であるか語形的には判別できないし、(ðu) *wite* の場合は仮定法と命令法の

区別が曖昧となる。この *witan* の例からも判るように、過去現在動詞では、弱変化動詞と同様に、過去一・三人称単数の語形は直説法、仮定法ともに同形なので両者の識別ができない。また *witon* や *cunnon* ともに *witan*, *cunnan* の形も見出され、*o* と *e* の対立が脅かされんとしていることが窺われる。なお V-S の語順の時、*wite ge* のように *-aþ*, *-on*, *-en* の複数語尾がすべて *o* となり法の区別が失なわれることは、先に規則動詞の個所で述べたところと同じである。⁽⁷⁾

‘to be’ の意味を持つ動詞の場合は右頁の表に見られる通りである。⁽⁸⁾

この動詞では法的対立は殆んど凡ゆる場合において語形の差違によって示されている(但し過去二人称単数の場合は例外である)。しかしここでも V-S の語順をとって *bio we, ge, beo we, ge* となった場合は法の区別は明瞭ではなくなるのである。また主語が省略された時にも語尾が落ちる場合がある。

Cp. 33/10 *Broðor ne beo cower to fela* [læreowa] (Brothers, let there not be too many masters among you.)

その他の動詞では、*willan* ‘to wish, will’ の仮定法単数形として、他の語形からの類推によって後から作られた *wile* が本来の仮定法形 *wile* より頻繁に用いられ、*wile* の方がむしろ三人称単数の直説法形として多く用いられていること、⁽⁹⁾ 古英語に残った唯一の受動態形、すなわち *hatte ‘is or was called’* (<*hatan*. 複数形は *hāttan*) は通例直説法として扱かわれるが、語形的には一応不明な形と見るべきものであることなどが注意すべき点として指摘され

る必要があろう。

以上仮定法の語形の由来と、われわれの資料に代表される九〇〇年頃の初期ウェストサクソン方言において仮定法とその他の法との法的対立がどのように示されたか、そして如何なる場合にそれが曖昧となったかを述べた。一般的に言つて文語資料の上では語形的にはかなり明瞭な区別があつて、法的対立が多くの場合明瞭に示されていると言えよう。しかし語形的対立がすでに無い領域も若干存在し、しかもその領域は拡大する趨勢を孕んでいると言えないかと思われる。それは特に過去形について言えるのであるが、弱変化動詞——古英語によつて動詞活用変化の主要な構成原理となつてゐる弱変化によつて語形変化をするもので、古英語の動詞の約四分の三を占める——の単数形では一・三人称形で已に区別はなく、複数形においても、この場合は強変化動詞にも当てはまるのであるが、*-on*, *-en* の異形態として *-an*, *-un* 等が数の上では僅少なが併存していることから説明することができよう。また強変化動詞の過去単数形についても、一・三人称で直説法形の *fand* を駆逐して用いられている *funde* の例 (Cp. 39/4 onfunde) は、過去形を一つの形で統一しようとする中英語期に特に顕著になる変化の一種の先触れをなすものであると言えよう。尤も中英語期におけるその変化は、直説法形を拡張させてそれでもって統一しようとするものが多く見られるのであるが。古い時期の語形の残照として *-id* に対する *-ed* といった古形を保ちながら、この時期の法的対立の動詞の屈折変化による表示形態は右のようなこの時期以降の語形的対立の混乱・消滅といった現象へつながるその現象の初期的段階を已に示しつつあったのである。

(1) E. Prokosch: *A Comparative Germanic Grammar* (Baltimore, 1938 (1966)), pp. 207-9, 216-9; A. Campbell

(1959), §731; K. Brunner, *op. cit.*, §§361, 365. 参照°

(2) 上の著書に引く A. Campbell (1959), pp. 295 ff; K. Brunner, *op. cit.*, §§350-417; C. F. Herold: *The Morphology of King Alfred's Translation of the Orosius* (The Hague, 1968), pp. 51 ff; C. Sprockel: *The Language of the Parker Chronicle*, Vol. I (The Hague, 1965), pp. 210 ff. 参照°

(3) Or., Cp., Pa. 参照° *Orosius, Cura Pastoralis, Parker Chronicle* 参照°

(4) *Orosius* の現代英語訳を引く Boh's Antiquarian Library の 6 冊 1 冊 *The Life and Works of King Alfred* (London, 1878) 所収の B. Thorpe の語彙を引く°

(5) *Cura Pastoralis* の現代英語訳を H. Sweet (ed.), *op. cit.* に引く° Sweet の訳文に主として負っている°

(6) A. Campbell (1959), §730; K. Brunner, *op. cit.*, §360. 2 参照° その他の一や終の仮定法複数形を引く A. L. Bloomfield: "Old English Plural Subjunctives in -e," *JEGP*, XXIX (1930), pp. 100-113 参照°

(7) K. Brunner, *op. cit.*, §§420-424 参照°

(8) 参考にした文献は (2) に同じ°

(9) A. Campbell (1959) に "In W-S and Kt. -l- is seldom extended to 3rd sg. pres. indic. (alleged instances are mostly subj)" (§768) を引く° 参照° K. Brunner, *op. cit.*, §428, Anm. 1; R. Quirk & C. L. Wrenn: *An Old English Grammar* (London, 1955 (1960)), §88 参照°

(10) T. F. Mustanoja, *op. cit.*, p. 452 に引く° その過程は引く° すなわち強変化動詞の直説法過去一・三人称単数の形 (例えば band) が二人称単数および複数形 (本来は bunde, bundon であつた) に拡張され、更にこの直説法形がもとの仮定法形 (bunde, bunden) を駆逐するに至つたのである° この変化の起つた時期は方言によって異なり、北部方

言では古英語期の末迄にすでに完了しているのに対し、中部方言では十三世紀から十四世紀にかけて進行し、南部方言では十五世紀以降になるのであると言う。

(11) 或はこの *-en* も古形の残滓というよりは語尾の乱れの一つの証左と言うべきであるかも知れない。B. Mitchell: *A Guide to Old English* (Oxford, 1964 (1965)), § 113, 3 参照。

三、用法

さて、右に述べたような語形上の対立によって法的対立が示されるわけであるが、ここで言う「法的対立」の「法」(Mood)とは「事態・行為を言語的に表現する際の話者の心的態度の文法的呈示形式である」と定義すること⁽¹²⁾ができる(その意味では Mood という語よりはむしろ Mode という語を用いるべきであるかも知れない)。そしてその事態、行為の現実性・事実性或いは実現性を主張することに自らを委ねようとするとき話者は直説法、あるいは命令法という言語形式を、そしてその主張に自らを委ねずあろうと考え、或る一定の距離を置かんとする時仮定法という言語形式を用いるのであると言うことができると思われる。

直——Cp. 3/1 *Ælfred kyning haleð gretan Wærferð bisceþ his wordum lufice 7 freondlice*. (King Alfred bids greet bishop Wærferth with his words lovingly and with friendship.)

Cp. 75/19 *Se reccere sceal bion simle clæne on his geböhte, ðætte nan unclæennes hine ne besmitte ðonne*

he ða ðegnunga *underfelð*, forðem ðæt he mæc adrygean of oðra monna heortan ðæt ðæron fuls sie. (The teacher must be ever pure in heart, that no impurity defile him when he undertakes the ministration, to enable him to wipe off the impurity of other men's hearts.)

㊦—Cp. 43/4 7 ða cuæð Dryhten: *Fæd* ðonne min sceap, gif ðu me lufge. (And then said the Lord: "Feed my sheep, if thou lovest me.")

Cp. 93/22 Be ðæm sio Soðfascðnes cuæð: *Habbæð* ge sealt on ieuw, 7 sibbe *habbað* between iow. (Of which Truth spoke: "Have salt in you and peace among you".)

㊦—Cp. 85/14-16 7 *geðence* he simle *sie* sua æðele sua ðnæðele suæðer he *sie* ða æðelu ðære æfterran acen-
nesse, ðæt is on ðæm ful[]hte, 7 simle *aliewe* on his ðeawum ða ðing ðe he ðær Gode gehet. (and wheth-
er he be noble or of low birth, let him ever consider the nobility of regeneration, which is in baptism,
and ever show in his morals the promises he made on that occasion to God.)

Cp. 43/2 Be suclcum monnum Crist on his godspelle cuæð: Ne *scyle* nan mon blæcern aelan under mittan.
(Of such men Christ spoke in his Gospel: "Let no man light a lantern under a measure.")

「命令法」(Imperative) は話者の意志 (Will, Volition) 要求 (Request) を表わし、一見仮定法と近接した意味機能を持つように見えるが、事態・行為の現実性ないし実現性を主張することに自らを委ねる法であるから、われわ

れの定義によれば直説法と同系列に入れることができよう。⁽²⁾これはまた、古英語期ですでに語形的に仮定法形と区別ができない場合もあり、消極的な証拠としてしか援用できないけれども、語形の上の関係からも言えるのではないかと思われる。即ち単数形では

Cp. 99/12 Hæbbe ælc mann his wif, 7 ælc wif hiere ciorl; 7 doo (C do) ðæt wif ðæn were ðæt hio him mid ryhte doon sceal, 7 he hire sua some, ðylas hie on unryht hæmen. ("Let each man have his wife, and each woman her husband; and let the woman do with the men what is lawful, and he with her in the same way, lest they commit fornication".)

右の例の doo のように仮定法との間で語形的に混同が起る場合が多少あるが、複数形の方はその語尾の *-e* が直説法のそれと同形であり——事実、古英語の命令法複数語尾はもともと直説法複数形の語尾(三人称複数形)であったものが拡張されたのである⁽³⁾——、これは古英語の話者によって十分意識されていたところであろうと思われるからである。

仮定法と直説法(或いは命令法)の使用を特徴づけている法選択の根本原理を右のように「事態・行為の現実性・事実性の主張に自らを委ねるか委ねないか」に求めたのであるが、ここで注意しなければならないことは、法の選択が、それは本来は意識的な選択であるべきであるが、往々にして無意識のうちになされる——いや寧ろ意識的になさ

れることの方が少ないと言ふべきであるかも知れないが——ことがあるということである。或る一つの法の無意識的・無自覚的使用は即ち、その法の法性 (Modality) ないし法的意義に対する意識・感覚の未分化につながるであらう。従つてその法はその用法の外縁部にその未分化の法性感覚に対応する領域を持つことになると思へらる。この未分化の法性感覚に対応する領域が、語形の崩壊・融合といった外的な原因等の為に、他の法の領域の中に編入され、ひいては法的用法に対する意識の変化をもたらし得るのであると考へられるのである。英語ではこの変化は假定法から直説法へという線で行なわれるのが普通であつたことは言うまでもないことである。それ故、後の時代の直説法の用法はそれ本来の領域に加えて、初期の假定法が担つていた領域のかなりの部分をも併せ持つものなのである。

初期古英語の假定法の用法に法性感覚の未分化の領域を多分に認めることは、假定法が急激に衰へ、直説法に取つて代られていった環境、即ち *soegan* 'to say', *cweðan* 'to say' 等の後に従う名詞節、*ðonne* 'than' に導かれる比較節等におけるその用法のその後の変遷に徴して、その妥当なることが認められるであらう。何故ならもしこれらの環境において假定法がその法性に対する明確な意識をもつて使用されていたのであれば、急速に直説法形によつて取つて代られてゆくという事態はおそらく起り得なかつたであらうと考へられるからである。しかし、如何に無意識的、無自覚的に法選択が行なわれたにせよ、そして假定法の選択が如何に未分化の法性感覚に基づくものであれ、対立する法である直説法をその場に用いることには違和感を感じ、躊躇する、そういった法性感覚はやはり存在してゐたと考へなければならぬと思へらる。そこで假定法を無意識的にせよ選んだのは、この時期の話者が假定法の法的意義と考へているところのものとその場における假定法の使用とがさして大きな抵抗感もなく一致しているからに他な

らないからである⁽⁴⁾。

われわれはいま仮定法の法的機能を、「話者が或る事態・行為を言語的に表現する際、その現実性・事実性（ないし実現性）の主張に対して自らを委ねずあろうとする心的態度を呈示する法」と一元的に定義した訳であるが、それが実際に使用される時はそれが置かれる文法的環境によって種々の意味機能を持つことになることは述べるまでも無いであろう。すなわち、主動詞の辞書的意味或いは文法的意味によって、或いは接続詞の意味、語順、イントネーションによって、そして広く前後の文脈等によって、或いは「勧告」(Exhortation)、「願望」(Wish)を、或いは「譲歩」(Concession)、「条件」(Conditionality)等の二次的機能を獲得するのである。それは先に述べたような第一機能を有する仮定法が、その置かれた文法的環境がそれにかぶさることにより、その文法的環境が持つ意味合いを付加的機能として持つに至ったものと考えるべきものである。

ところで仮定法はどのような独自の固有の機能を有するものとして使用されるのではあるが、その使用の頻度数とそれが置かれている文法的環境との間に密接な関係があることが観察される。例えば、*seegan* 'to say', *cwōðan* 'to say', とった動詞の後に従う *ðat* 'that' 節では仮定法の使用回数は直説法のその九倍であるのに対し、(*ge*) *cyðan* 'to make known, proclaim' の場合は直説法のその約四分の一なのである。また時を表わす副詞節を導く接続詞の中でも *ær* 'before' に導かれた場合には、極度に頻度が高くなるのである。すなわち、これらの例に見られる仮定法の使用とそれの現れる文法的環境との間に、主動詞 *seegan*, *cwōðan* の辞書的意味の存在が、また接続詞 *ær* の存在が、「事態・行為の現実性・事実性の主張に自らを委ねずあろうとする心的状態を示す法」としての仮定法の選

扱を心理的に容易ならしめているといった意味での相関関係が存在しているのである。このような相関関係は殆んど全ての場合に存在すると言っても過言ではないと思われる。従って、仮定法の用法を知るとはその相関関係の対立項を求めることに半ば等しくなるのであり、仮定法の用法の歴史を述べるとは、その相関関係の変動ないしそれを記述することに他ならないのではないかと思われるのである。

初期古英語における仮定法の時制は現在と過去のそれであるが、仮定法現在・未来の時間領域の中における法的関係を示し、

Cp. 47/14-16 Ne bið ðæt na soð eaðmodnes, gif mon ongiçt ðæt ðæt Godes willa sie ðæt he ofer eðre beon scyle, ðæt he ðonne wiðsace, ac heo underðieced Godes willan 7 his dome, 7 forlæte ða uncyste ðære anwicle. (It is not true humility, if a man perceives that it is God's will that he be above others, for him to refuse it, but to submit to God's will and decree, and relinquish the vice of obstinacy.)

仮定法過去は過去の時間領域内の法的関係を示すばかりでなく⁽⁹⁾

Or. 54/34 For hwi besprecað nu men þas cristnan tida, 7 scegað þat nu wyrsan tida sien þonne þa wæren, þa, þeh þe hwa wære mid þæm cýningum on hiora gewill yfel donde, þat hie swa þeah at him ne mehton

mid þy nane áre findan? (Why do men now complain of these Christian times, and say that now times are worse than those were; when, although any one were with those kings doing evil at their desire, they might not yet find any mercy from them?)

過去における未来時 (future in the past) *æ'*

Or. 54/23-26 He þa swa dyde, 7 geworhte anes fearres anlicnesse of áre, to ðon, þonne hit hat *wære*, 7 mon þa earman men onimman don *wolde*, hu se hlynn mast *wære*, þonne hie þat susl þæron proviende wæron; (He did so, and wrought in brass the likeness of a bull, in order that when it was hot, and when the miserable men were thrown into it, [he might hear] how great the cry would be, when they were suffering torment in it.)

また時間的觀念の欠如した非現実 (unreality) の觀念——従つて現在・未来の時間領域内にも属し得る——を示したのである。

Cp. 31/17 Se ðe ænigne ðissa iernunga besuicð, him *wære* betere ðæt him *wære* sumu esulweorn to ðæm

suiran getiged, 7 sua áworpen to sés grunde. ("He who deceives one of these little ones, it were better for him to have a millstone tied to his neck, and so to be thrown to the bottom of the sea".)

なお仮定法過去完了の例は見出せなかった。

さて、次に仮定法が初期古英語において、如何なる使用範囲を有していたか、そしてそれが如何なる趨勢を孕んでいたかを詳しく見てゆきたいと思う。前に述べたように仮定法の用法を究めることはその生起する相關項を求めることに半ば等しいと思われ、これからの記述の努力の半ばはそれに向けられるものであることを始めに断っておきたい。またそれに際しては通常の節の分類が適当なのでそれに従う。

(1) 独立節

ここにおいて最も普通な法は勿論直説法である。仮定法の例は *Pa.* に無く、*Or.* に三例（その他に動詞形不明のもの十二例）、*Cp.* に五七例（その他に動詞形不明六例）を見出され、合計六〇例（動詞形不明のものを除く）の中現在形は五六例、過去形四例である。

現在形の例を主語・動詞の語順によって分類すると、

V-(S): 50(Amb. 16)

3 pers. sing.: 42 (*Or.* 50/22. *Cp.* 5/1, 7/13, 23/15, 23/24, 25/1, 25/3, 43/2 (*scylc*), 43/13, 43/14, 43/15, 47/

初期古英語の仮定法——その形態と用法

15, 47/16, 51/7, 57/12, 57/21, 61/6 (scyle. C sciele), 63/18, 63/20, 71/12, 75/14, 75/15, 77/25, 79/1, 79/11, 79/12, 81/6, 83/4 83/5, 83/6, 85/11, 85/14 (2X), 85/16, 89/5, 93/17 (behalde. C behealde), 93/24, 95/8 (geðence. C ðence [geðence]), 97/22, 97/23, 98/12 (2X))

3 pers. pl.: 7 (Cp. 29/9, 59/18, 63/14 (2X), 63/16, 77/5, 93/14)

2 pers. pl.: 1 (Amb. 4) (Cp. 93/26 (wilmien. C wilingen). Amb. : Or. 50/1 (wene ge). Cp. 33/10 (beo), 89/13 (ne healde ge), 99/14 (Ne untreowsige ge))

1 pers. pl. : (Amb. 12) (Amb. : Or. 14/5 (2X) (hebbe we, wille we), 14/26 (habbe we), 14/27 (wille we), 22/1 (wille we), 24/1 (hebbe we), 24/23 (wille we), 26/26 (habbe we), 26/28 (wille we), 28/23 (habbe we). Cp. 45/12 (habbe we), 63/6 (durre we))

S-V : 6

Or. 18/22, 50/17. Cp. 43/16, 45/8, 47/2, 58/14.

現在形の例五六例の中 V- (S)型の語順をとる環境で用いられた例は五〇例で、約八九%の割合を示す。先ず三人称の例を挙げる。

Or. 50/22 *Geþence þonne para tida 7 nu þissa, hwæpre* (L hwæðran) (him bet licien!) (Let any one think then

of those times, and now of these, which he likes best).

Cp. 7/13 *lære* mōn siððan furður ðn Lædungeþiode ða ðe mōn furður læran wille 7 to hieran hæde dōn wille. (let those be afterwards taught more in the Latin language who are to continue learning and be promoted to a higher rank.)

Cp. 23/24-25/1 ac *gemetlige* hit se ege his agenra unðcawa, 7 *befæste* he mid his lifes bisemum ða lare ðam ðe his wordum ne geliefen. (but let the fear of his own faults moderate it, and let him confirm with the example of his life his teaching for those who do not believe his words.)

Cp. 43/14 Gif he ðonne bearn ðearbig gestriene, ðonne *cenne* he ðæt ðam gefaranan bræðer ðe hie ær ahte. (If he beget a child by her, let him beget it for the dead brother who formerly had her.)

Cp. 51/7 ond næs swaðeah to anwillce ne *forþuge* he, swa we ær cwædon, ðonne he ongiete ðone ufaruncundan willan ðæt he hit dōn scyle. (and yet he must not decline it too obstinately, as we remarked above, when he sees that it is the divine will for him to do so.)

Cp. 61/6 Ac ðon[e] monn *scyle* (C sciele) ealle mægene to biscephade teon, (But every effort is to be made to induce him to undertake the office of bishop....)

Cp. 89/5 *Sie* se lariow *gemetfasð* gascadwís 7 nyttwyrðe on his wordum, ðætte he ne suigige ðæs ðe nyttwyrðe sie to spreccanne, ne ðæt ne sprece ðæt he suigigan scyle. (Let the teacher be moderate and discreet

and useful in his words, lest he keep unsaid what is useful to speak, or speak what ought to be kept silent.)

Cp. 85/14 *sie* sua ægele sua ðnegele swaƷer he sio (whether he be noble or of low birth)

二人称の例。

Cp. 93/26 *Ne winien* ge mare to wienne ðonne iow ðearf sie, ac witað ðæt ðæt iow gemetlic sie 7 iower ondefenn sien to witenne. ('Desire not to know more than is needful for you, but know what is fitting for you to know and what you are capable of knowing')

Amb. : Or. 50/1 *Hu wene* ge hwelce sibbe þa weras hæfden ær þæm cristendome, (Now, think what peace men had before Christianity....)

Cp. 33/10 *Broðor ne leo* eower to fela [læreowa]. ('Brothers, let there not be too many masters among you.')

Cp. 89/13 *Ne healde* ge mid suelcun eorneste ða heorde sueloc hirdas scoldon, ac hyrena ðeawe ge fleoð, 7 hyðað eow mid ðære suigean, sua se hyrra ðonne he ðone wulf gesiehð. ('Ye do not watch over the flock with the zeal which befits the shepherd, but ye flee like hirelings, and hide yourself in silence, like the hire-

ing when he sees the wolf.")

Cp. 99/14 Ne *unthreowsige* ge no eow between, buto[n] huru ðæt ge eow gehabben sume hwile, ærðem-
ðe ge eowru gebedu 7 eowra offrunga doon wiellen, 7 eft sona cirrað to eowrum rylthæmede. ("Defraud
not one another, unless ye abstain for some time before the day of prayers and sacrifices, and return forthwith
to your lawful intercourse.")

動詞形不明のものを含めて五例中三例 (Cp. 93/26, 89/13, 99/14) が命令法形 (witað; ðeoð, hydað; cirrað) と
共に用いられている。動詞形不明が複数形で多くなるのは先に二で述べたように、一・二人称の人称代名詞が動詞の
後に来る時、往々にして複数語尾 -að, -on, -en が e になるからである。

次に一人称の例を挙げる。すべて動詞形不明の例であるが、habbe の例は普通直説法形とされる。⁽⁶⁾

Or. 14/5 Nu *hæbbe* we awriten þære Asian supdæl; nu *wille* we fon to hire nordæle. (We have now written
of the south part of Asia, now will we proceed to the north part.)

Cp. 45/12 Gief we ðonne habbað sua micle sorge 7 sua micle gieman urra niehstena sua sua ure selfra,
ðonne *hæbbe* we begen fet gescóde suðe untcllice; (If we take as much trouble and care about our neighbours
as ourselves, we have both feet shod very blamelessly;)

Cp. 63/6 *Gif we ðonne scomiað ðæt we to uncuðum monnum suelic sprečen, hu ðurre we ðonne to Gode suelic sprečan?* (If we are ashamed to speak so to strangers, how dare we speak so to God?)

S-V 型は六例あり、現在形では 11% になる。

Or. 18/22 *7 twegen scǫprapas; agþer sy syxtig elna lang, oþer sy of hwæles hyde geworht, oþer of soles.*
(and two ship-ropes, each sixty elles long, made either of whale-hide or of seals's)^(~)

Or. 50/17 *Peah swa hwelene mon swa lyste þæt witan, ræde on his bocum hwelce ungetina 7 hwelce tiber-nessa...* (Nevertheless whoever desires to know it, let him read in his books what mishaps and what sacrifices
....)

Cp. 45/8 *Se bið eac mid ryhte oðre fét anscod, 7 hine mon scyle* (C scile) *on bismær hatan se anscóða.*
(He is also rightly shod on one foot only, and he shall be called in ignominy the unshod.)

Cp. 47/2 *Hwæt ðenccað ða ðe on suelum weorcum scinað, 7 magon hiera niçstum sua nytte beon, hwy hie ðara geearnunga 7 diegelnesse 7 anette bet truwigen* (C truwiæn) *ðonne ðære hu hie oðerra monna mast gehel-
pen?* (What reason have those, who shine with such works and can be so useful to their neighbours, for trusting rather to their merits of retirement and solitude than aiding other men as much as possible?)

Cp. 59/13 Se ðonne se ðe ðeonde bið on swelcum cræftum 7 gearnungum, swelce we ær spræcon, 7 ðonne to swiðe wiðsceorað ðæm ealdordome, *healde* hine ðæt he ne cnytte ðæt underfongne feoh on ðæm swátlime ðe Xrist ymbe sprac on his godspelle; (And let him who is gifted with such qualities and merits as we have mentioned above, and too obstinately refused the supremacy, be careful not to tie up the money he has received in the napkin mentioned by Christ in his Gospel.)

Cp. 83/4 Ne wilniðge he nanes eorðlices ofer ðæt, ne he him ne *ondtræde* nanne eorðlice ege ðyses andwear-dan lifes, (Nor let him desire anything earthly beyond that, nor be influenced by any earthly fear of this present life.)

以上の例から見るところ S-V 型の語順をとる環境に現れる場合、その環境は多くの場合修辭疑問文とか相關否定詞構文等の特殊な環境に限られるか、或いは主語が限定された特殊なものの場合に限られているように思われる。なお Cp. 59/13 は殆んど V-(S) 型と見てよいのではないかと思われる。

過去形の例は四例（曖昧なもの二例——Or. 40/23, Cp. 41/4）見出される。

Cp. 31/17 Se ðe ænigne ðissa ierninga besuicð, him *wære* betere ðæt him *wære* sumu esulweorn to ðæm suðran getigod, 7 sua áworpen to sés grunde. ('He who deceives one of these little ones, it were better for

him to have a milstone tied to his neck, and so to be thrown to the bottom of the sea".)

Cp. 31/24 Se ðonne to halgum hade becymð, 7 ðonne mid yllum bisnum oððe worda oððe weorca oðre on wòn gebringð, betre him *wære* ðæt he on lessan hade 7 ðn eorðlicum weorcum his lif gecnode; (He who attains holy orders, and with bad examples, either of words or of works, leads others astray, it were better for him to end his life in a humbler station and in earthly works;)

Cp. 37/9 Sio scyld hine suðe feorr of ealra haligra rime *afuge*, ðæt him eft ða gesuinc 7 ða earfeðu ne gehulpen. (The sin would have removed him very far from the number of all the saints, had not his toils and troubles come to his help again.)

Cp. 51/127 eft he *wære* ofermod, gif he [wið-]cwaede ðæt he nære underðidd his Scippende. (and, again, he would have been presumptuous, if he had refused to be subject to his Maker.)

前の二例は “him wære betere ðæt...” 型であり、後の二例は条件節に対する帰結節の中に現われ、SV 型をたまたまとっている。

独立節における仮定法は以上の例から、現在形では命令・勧告（見出された例は殆んどこれに属する）、または譲歩（Cp. 85/14）等の「意動」(Voition)の色合いを第一機能の上に付加的に帯びており、過去形では「条件」「すなわち」「非意動」(Non-volition)の色合いを帯びて用いられていることが観察される。しかしこれらの勧告、命令、譲

歩、条件といった意味はあくまでも二次的に文法的環境によって付加された機能なのであって、ここでの仮定法の使用を支えている根本的な機能は先に規定した「事態・行為の現実性・事実性（ないし実現性）」の主張に対して自らを委ねまいとする心的態度を表示する法」としての仮定法のまさにその機能に他ならないのであることは明らかであろう。そして仮定法が置かれている文法的環境を見ると、現在形では V-(S) 型の語順を持つ場合が圧倒的で、S-V 型の語順では文脈、主語の種類といった面からの制限が強く働いていることが判明した。過去形では例が限られているので概括化を試みることは危険であるが、*'him were before dat. . . .'* 型の文型および条件節の帰結文にしか見出せないことが多かったところから考えて、やはりいずれにせよそのような限られた環境にしか見られないであろうと考えることができる。独立節の仮定法が相関関係を持つ他方の対項——そのような環境の存在即仮定法の使用とは結び付かないであろうこと、またそういった環境の示す意味即仮定法の意味ではないことは言うまでもないが、このような環境の存在が仮定法の選択を心理的に容易ならしめるであろうといった意味での相関関係が存在すると考えられるがその対立項——の領域はすでに限定されたものであり、特に現在形の S-V 型の語順を持つ型ではその限定は一層強化され固定化に向う傾向を示していると考えられる。われわれの資料に見られる初期古英語の独立節の仮定法の用法は以上のような状態にあったと行うことができるであろう。

(この稿続く)

- (1) Cf. "In short, the term 'mood' is best restricted to denoting modal forms or form-groups presented in the conjugation of verbs and expressing mental attitudes, a restriction in sense generally adopted by the English language scholars."
初期古英語の仮定法——その形態と用法

(7) K. Brunner. *Die englische Sprache*, II, (Tübingen, 1962?), s. 306 以下6個所を引用し、'('Vorschrift) jedes soll 60 *Ellen lang sein*' という訳文を与えている。

(8) 細江博士『動詞叙法の研究』(東京、一九三三)が「叙想法(「仮定法」)は一面、命令法と極めて緊密なる思想的關係に立つものである。それであるから、今は屢々一人称及び三人称の命令文と称せらるるものは、古くは此構え(「*Present Form*」主語)を採ったものであるが、そこに何の不思議もなく理解せられ得べく云々」と述べておられることを参照(六七―八頁)。但し命令法と仮定法が結果的には極めて近接した意味を持つとはいえ、その両者の根本的機能は前述のように全然異なるものなのであると考えられる。

(昭和四十六年三月二三日 受理)